

2024年度診療報酬改定 個別改定項目

1月26日に開催された中央社会保険医療協議会で、2024年度診療報酬改定の「個別改定項目(その1)」が示されました。主な項目を紹介します(中医協資料より／一部、協会にて改編)。協会は3月～5月に新点数説明会を開催しますので、ぜひご参加ください(詳細は5面)。

現行	改定(案)
----	-------

1 新興感染症等に対応可能な歯科医療提供体制の構築

歯科外来診療環境体制加算を廃止し、歯科外来診療における医療安全対策についての体制を確保した場合の評価、歯科外来診療における院内感染防止対策について、新興感染症等の患者に対応可能な体制を確保した場合の評価を新設する。

廃止	新設
歯科外来診療環境体制加算1 初診時+23点、再診時+3点	歯科外来診療医療安全対策加算1 ●●点を歯科初診料に加算
	歯科外来診療医療安全対策加算1 ●●点を歯科再診料に加算
	歯科外来診療感染対策加算1 ●●点を歯科初診料に加算
	歯科外来診療感染対策加算1 ●●点を歯科再診料に加算

2 継続的・定期的な口腔管理による歯科疾患の重症化予防の取組の推進

かかりつけ歯科医による歯科疾患の管理について、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所による実施を評価しているが、これを見直し、口腔機能管理に関する実績要件等も満たす診療所による実施を評価する。

施設基準 六の二の三 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準	施設基準 六の二の三 小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算の施設基準
(1)～(3)(略)	(1)～(3)(略)
(新設)	(4)口腔機能管理に関する実績があること。
(4) 歯科訪問診療料の算定又は在宅療養支援歯科診療所1若しくは在宅療養支援歯科診療所2との連携の実績があること。	(5) 次のいずれかに該当すること。 イ 歯科訪問診療料を算定していること。 ロ 在宅療養支援歯科診療所1、在宅療養支援歯科診療所2又は在宅療養支援歯科病院との連携の実績があること。 ハ 在宅歯科医療に係る連携体制が確保されていること。
(5)～(8)(略)	(6)～(9)(略)

3 歯科衛生士による実地指導の推進

歯科衛生実地指導料について、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔機能に係る指導を行った場合の評価を新設する。

【歯科衛生実地指導料】 [算定要件] (新設)	【歯科衛生実地指導料】 [算定要件] 注3 1及び2について、口腔機能の発達不全を有する患者又は口腔機能の低下を来している患者に対して、主治の歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、注1及び注2に規定する実地指導と併せて口腔機能に係る指導を行った場合は、口腔機能指導加算として、●●点を所定点数に加算する。
--------------------------------------	--

4 質の高い在宅歯科医療の提供の推進

歯科訪問診療1における20分未満の場合の評価を見直すとともに、歯科訪問診療2及び歯科訪問診療3について、同一建物居住者に対して歯科訪問診療を実施する場合の区分を見直す。

【歯科訪問診療料】 1 歯科訪問診療1 1,100点	【歯科訪問診療料】 1 歯科訪問診療1 1,100点
2 歯科訪問診療2 361点 ～当該保険医療機関が、次のいずれかに該当する歯科訪問診療を同一日に9人以下の患者に行った場合に算定する。(略)…	2 歯科訪問診療2 ●●点 …(略) 当該保険医療機関が、次のいずれかに該当する歯科訪問診療を同一日に●●人以下の患者に行った場合に算定する。(略)…
3 歯科訪問診療3 185点 ～当該保険医療機関が、次のいずれかに該当する歯科訪問診療を同一日に10人以上の患者に行った場合に算定する。(略)…	3 歯科訪問診療3 ●●点 …(略) 当該保険医療機関が、次のいずれかに該当する歯科訪問診療を同一日に●●人以上●●人以下の患者に行った場合に算定する。(略)…
(新設)	4 歯科訪問診療4 ●●点 …(略) 当該保険医療機関が、次のいずれかに該当する歯科訪問診療を同一日に●●人以上●●人以下の患者に行った場合に算定する。(略)…
(新設)	5 歯科訪問診療5 ●●点 …(略) 当該保険医療機関が、次のいずれかに該当する歯科訪問診療を同一日に●●人以上●●人以下の患者に行った場合に算定する。(略)…

5 訪問歯科衛生指導の推進

- 終末期の悪性腫瘍の患者等、緩和ケアを受けている患者に対して、訪問歯科衛生指導を行う場合の訪問歯科衛生指導料の算定回数制限を見直す。
- 訪問歯科衛生指導が困難な者に対して、歯科衛生士等が複数名で訪問する場合の評価を新設する。
- 訪問歯科衛生指導の実態を踏まえ、訪問歯科衛生指導料の評価を見直す。

【訪問歯科衛生指導料】 1 単一建物診療患者が1人の場合 360点 2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 328点 3 1及び2以外の場合 300点 [算定要件] 注1 (略)	【訪問歯科衛生指導料】 1 単一建物診療患者が1人の場合 ●●点 2 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 ●●点 3 1及び2以外の場合 ●●点 [算定要件] 注1 (略)
(新設)	2 区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定した患者であって緩和ケアを実施するものに対して行った場合には、注1の規定にかかわらず、月●●回に限り算定する。
(新設)	3 1については、訪問歯科衛生指導が困難な者等に対して、保険医療機関の歯科衛生士等が、当該保険医療機関の他の歯科衛生士等と同時に訪問歯科衛生指導を行うことについて、当該患者又はその家族等の同意を得て、訪問歯科衛生指導を実施した場合(区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料を算定する日を除く。)には、複数名訪問歯科衛生指導加算として、●●点を所定点数に加算する。

6 歯周病の重症化予防の推進

歯周病重症化予防治療について、歯周病安定期治療を行っている患者が、再評価の結果に基づき歯周病重症化予防治療に移行する場合には、2回目以降の実施であっても、初回実施の翌月から月1回算定可能とする。

【歯周病重症化予防治療】 [算定要件] 注2 2回目以降の歯周病重症化予防治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。	【歯周病重症化予防治療】 [算定要件] 注2 2回目以降の歯周病重症化予防治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。
--	--

7 歯科固有の技術の評価の見直し

歯科固有の技術について、実態に合わせた見直しを行うとともに、歯科医療の推進に資する技術については、医療技術評価分科会等における検討を踏まえつつ、口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応及び生活の質に配慮した歯科医療の推進の観点から適切な評価を行う。

大臼歯CAD/CAM冠について、要件を見直す。

【CAD/CAM冠(1歯につき)】 [算定要件] (新設)	【CAD/CAM冠(1歯につき)】 [算定要件] ロ 大臼歯にCAD/CAM冠用材料(V)を使用する場合
ロ 上下顎両側の第二大臼歯が全て残存し、左右の咬合支持がある患者に対し、過度な咬合圧が加わらない場合等において、CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を第一大臼歯に使用する場合	ハ 第一大臼歯又は第二大臼歯にCAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を使用する場合 なお、ハの場合は、当該CAD/CAM冠を装着する部位の対側に大臼歯による咬合支持(固定性ブリッジ又は乳歯(後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を含む。))による咬合支持を含む。以下、咬合支持という。がある患者であって、以下のいずれかに該当する場合をいう。 ① 当該CAD/CAM冠を装着する部位と同側に大臼歯による咬合支持があり、当該補綴部位に過度な咬合圧が加わらない場合等 ② 当該CAD/CAM冠を装着する部位の同側に大臼歯による咬合支持がなく、当該補綴部位の対合歯が欠損(部分床義歯を装着している場合を含む。)であり、当該補綴部位の近心側隣在歯までの咬合支持がある場合
ハ・ニ (略) (削除)	ニ・ホ (略) (6) CAD/CAM冠用材料(V)を使用したCAD/CAM冠を装着する場合、歯質に対する接着力を向上させるためにサンドブラスト処理及びプライマー処理を行い接着性レジンセメントを用いて装着すること。

クラウン・ブリッジ維持管理料について、対象となる歯冠補綴物を見直す。

【クラウン・ブリッジ維持管理料(1装置につき)】 [算定要件] 注1 クラウン・ブリッジ維持管理料を保険医療機関単位で算定する旨を地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物又はブリッジを製作し、当該補綴物を装着した患者に対して、当該維持管理の内容に係る情報を文書により提供した場合に算定する。	【クラウン・ブリッジ維持管理料(1装置につき)】 [算定要件] 注1 クラウン・ブリッジ維持管理料を保険医療機関単位で算定する旨を地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物(区分番号M010の2に掲げる4分の3冠(前歯)、区分番号M010の3に掲げる5分の4冠(小臼歯)、区分番号M010の4に掲げる全部金属冠(小臼歯及び大臼歯)及び区分番号M011に掲げるレジン前装金属冠を除く。)又はブリッジを製作し、当該補綴物を装着した患者に対して、当該維持管理の内容に係る情報を文書により提供した場合に算定する。
--	--